

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
携帯電話等高度化委員会（第3回） 議事要旨(案)
【電子メールによる審議】**

- 1 日時【メール審議期間】
平成23年9月5日（月）14:00～同年9月9日（金）12:00
- 2 場所【審議手段】
委員会構成員及び事務局が登録されたメーリングリスト上で審議
- 3 出席者【メール審議参加者】（敬称略）
委員会構成員（委員・専門委員）：
- 服部 武 上智大学
 - 荒木 純道 東京工業大学大学院
 - 安藤 真 東京工業大学大学院
 - 石原 弘 ソフトバンクモバイル(株)
 - 伊東 晋 東京理科大学
 - 入江 恵 (株)NTTドコモ
 - 冲中 秀夫 KDDI(株)
 - 小畑 至弘 イー・モバイル(株)
 - 加藤 伸子 筑波技術大学
 - 河東 晴子 三菱電機(株)
 - 黒田 道子 東京工科大学
 - 笹瀬 巖 慶應義塾大学
 - 資宗 克行 (一社)情報通信ネットワーク産業協会
 - 高田 潤一 東京工業大学大学院
 - 根本 香絵 国立情報学研究所
 - 本多 美雄 欧州ビジネス協会
 - 湧口 清隆 相模女子大学
 - 吉田 進 京都大学大学院
 - 吉村 直子 (独)情報通信研究機構
 - 若尾 正義 (一社)電波産業会

事務局：

総務省 総合通信基盤局 移動通信課長 田原、同課 課長補佐 中越、同課 第二技術
係長 松元、同課 小池

4 配布資料

資料番号	配布資料	提出元
資料3-1	2.5GHz帯における周波数の分配と割当ての状況	事務局

5 議事概要

(1) 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステムの検討方針について

事務局から、電子メール本文及び資料3-1（添付ファイル）に基づき、2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の検討方針について、下記のとおり説明があった。

ア. 8月31日（水）に、当委員会に設置されている「BWA高度化検討作業班」を開催し、BWA高度化に向けた検討を行った結果、既存の周辺システムへの干渉検討だけではなく、BWAに隣接する周波数帯に、将来導入される可能性があるシステムも干渉検討の対象に含めることが必要ではないか、との報告があったこと。

イ. 昨年11月に公表された「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」とりまとめにおいて、当該周波数帯の「2015年に向けた周波数確保の基本方針」が以下のとおり示されていること。

【2.5GHz帯】

○BWA（広帯域移動アクセスシステム）の100Mbps程度の高速サービスの提供を可能にするため、更なるシステムの高度化及び周波数の追加割当（2625-2660MHz）のための技術基準を速やかに策定し、2012年中の実用化に向けて取り組むべきである。

ウ. 事務局として、上記ア及びイの2点を踏まえ、当委員会でのBWA高度化に関する検討を、以下の方針にて進めることを考えていること。

【検討方針案】

○BWA高度化に関する検討に際しては、隣接するシステム・周波数帯域に及ぼす影響など、既存周波数帯域に限らない検討が必要となるため、隣接する周波数帯域も含めて、BWA高度化に必要な技術的条件の検討を行う。

エ. 上記ウの検討方針案に了解を得られれば、9月16日（金）に開催される情報通信審議会情報通信技術分科会に審議開始の報告を行いたいと考えていること。

本方針案について、委員会構成員から次のとおり賛同意見の表明があった。

【賛同意見の表明があった委員会構成員】（五十音順）

荒木専門委員、安藤専門委員、石原専門委員、伊東委員、入江専門委員、冲中専門委員、小畑専門委員、加藤専門委員、河東専門委員、黒田専門委員、笹瀬専門委員、資宗専門委員、高田専門委員、根本専門委員、湧口専門委員、吉田専門委員、若尾専門委員

また、次のとおり質疑応答があった。

安藤専門委員：基本的には賛成だが、1点確認したい。この周波数の追加割当てには、与えられた周波数内での高度化以上の内容として、2.5GHz帯全体の再編方針、政策的な内容を含んでいると思われる。その意味で、作業班だけではなく委員会としての整理が必要かと思う。「2015年に向けた周波数確保の基本方針」で、現状の利用度、将来の予測を考慮など含めてこの点は十分に議論され、周波数の追加割当（2625-2660MHz）をすべきと結論つけられたと認識してよいか、確認させて欲しい。

事務局：ご認識のとおり、現状の利用度、将来の予測を考慮なども含め、ワイヤレスブロードバンド実現に向けて、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ（WG）」にて議論が行われ、その検討結果が「同WGとりまとめ（ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン）」となる。そして、その中で具体的な周波数確保への取組みを示したものが、「2015年に向けた周波数確保の基本方針」であり、2.5GHz帯BWAに関する記述もある。そして、これを受け、総務省としては、7月29日（金）に報道発表して8月29日（月）まで意見募集していた「周波数再編アクションプラン（平成 23年9月改定版）（案）」の中で、2.5GHz帯BWAに関し、「BWAの更なる高度化及び周波数の拡大（2625～2655MHz）のための技術基準を平成24年中に策定する」という見直し方針案を作成しているところである。従って、当該技術基準の策定を目指すにあたり、本委員会としては、2.5GHz帯BWA高度化のための技術的条件の検討を行うにあたり、既存周波数帯（2545-2625MHz）に隣接周波数帯（2625-2655MHz）も含めた検討を行う際には、当該隣接周波数帯に現在想定される2.5GHz帯BWAの各方式が導入された場合を想定して、（当該隣接周波数帯に2.5GHz帯BWAのどの方式が導入されるかに依らず、）すべての組合せ（パターン）について干渉検討を実施する、つまり、当該隣接周波数帯が、今後、どのように割り当てられることになっても対応できるように、あらかじめ技術的検討を実施しておく、ということになると思う。指摘のあった「政策的な内容を含む」ものとしては、当該隣接周波数帯における実際の割当等が想定されるが、今回、本委員会での審議対象とするつもりはない。

資宗専門委員：技術検討については特に問題が無く、賛成するが、効率的な対応が必要なので、下記項目について配慮願いたい。

- ①評価すべきシステムについて適切な選定を行う。
- ②既にある干渉レポートを最大限に活用して、効果的に実施する。

湧口専門委員：検討方針案に対して同意するが、一点意見を付させてもらいたい。今後の検討材料となると思うが、N-Starの上りとの有害な混信問題に関する点である。現行では、XGPIによる周波数利用に関して、N-Starの下りとの有害な混信問題を避けるために、「移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない」という制約がついている。先着順でN-Starを1次利用者、広帯域移動無線アクセスシステムを2次利用者とする位置づけになっている、また、衛星からの電波送信にかかわる問題なので経済的にもそれが合理的な判断であると考えられる。しかし、今回審議対象の帯域幅は30MHz幅と狭いことから、制約条件がつくとかなり使い勝手が悪くなるのではないかと懸念される。N-Starの上りであることを考えるとN-Starの端末側での対応もある程度可能かと考えられる。したがって、仮に、広帯域移動無線アクセスシステム側に制約条件を付すことを前提としなければならないならば、そのデメリット

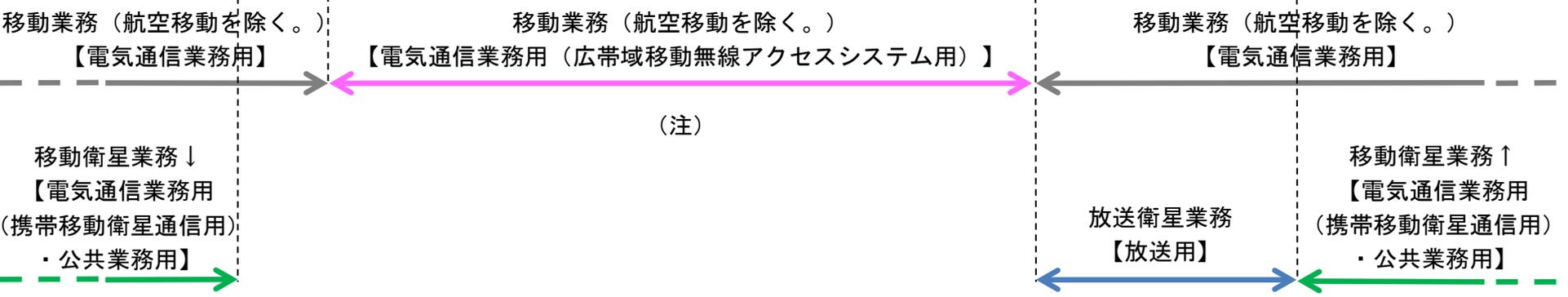
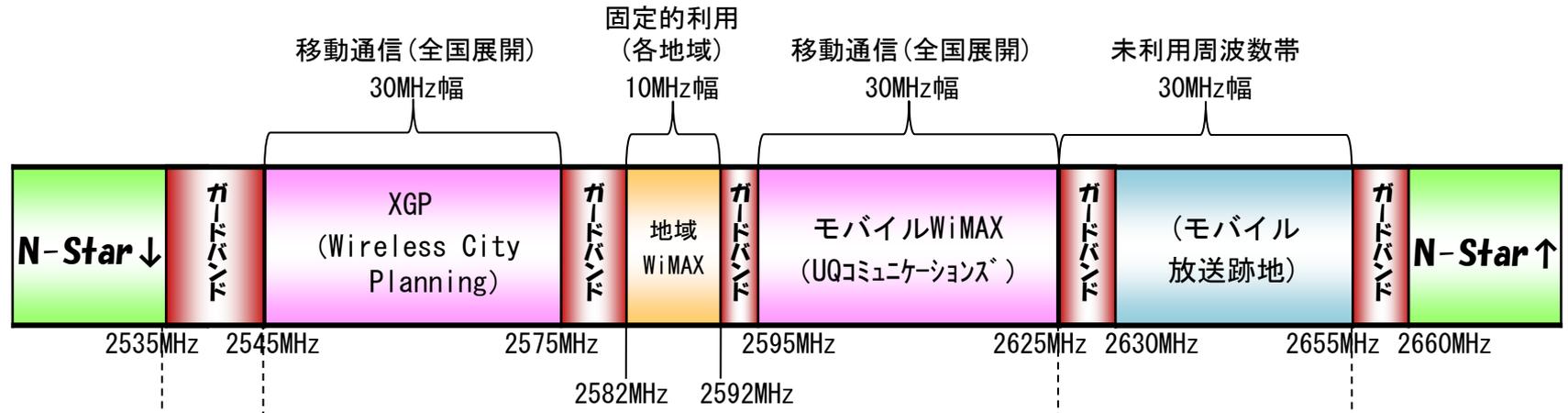
トと、N-Starの上りをそのまま利用させるメリットとについて経済的な比較を行い、デメリットのほうが大きければ、電波利用料による補償制度を活用したN-Starの端末改良を前提に、広帯域移動無線アクセスシステムが無制約で利用できるようにすることとして、システムの技術条件を検討することが必要になるのではないかとと思われる。つまり、N-Starの上りの電波利用の優先性の位置づけに応じて、今後の検討手順に影響が及ぶのではないかという懸念である。この点が気になったので、意見として付させてもらう。

服 部 主 査：それでは、皆様のご賛同が得られたため、事務局からの提案のとおり、進めてもらいたい。

事 務 局：事務局として、主査から指示のあったとおり、進めることとする。

以上

2. 5GHz帯における周波数の分配と割当ての状況



(注) 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない